

「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
1	意見 聴取 の通知	閲覧又は謄写の対象となる「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」は、規則第9条の「委員会の認定した事実を立証する証拠の標目を記載した文書」に漏れなく記載される必要があり、その旨を規則に明記すべきである。(団体)	改正法第52条第1項により、閲覧又は謄写の対象となるのは公正取引委員会の「認定した事実を立証する証拠」であり、規則第9条において、「認定した事実を立証する証拠」の標目を記載した文書を送達すると定めていることから、両者は同一の内容であることが明らかであり、規則において規定する必要はないと考えます。
2		公正取引委員会は、規則第9条の「委員会の認定した事実を立証する証拠の標目を記載した文書」に記載しなかった証拠については、原則として後の取消訴訟において証拠として提出できないこととすべきであり、その旨を規則に明記すべきである。(団体)	取消訴訟で新たに争点となった事項、当事者から反証があった事項等について、証拠の標目に記載しなかった証拠を提出することは当然あり得るため、御指摘のような規定を設けることは適当でないと考えます。
3		意見聴取手続は、公正取引委員会の被疑事項告知（排除措置命令案及び課徴金納付命令案を含む。）に対する関係事業者の不服申立てにより開始されるので、この告知事項は意見聴取手続の規則の冒頭において規定する必要がある。(弁護士)	意見聴取手続における通知事項については、改正法第50条及び規則第9条で規定されています。 なお、改正法第49条により、意見聴取手続は、排除措置命令の名宛人となるべき者について行わなければならないとされており、不服申立てを行った事業者のみに行うとする規定にはなっていません。
4	証拠の 閲覧・ 謄写	規則第12条第2項は、閲覧につき「その方法を指定することができる。」と規定しているが、閲覧の方法として、メモ取りの禁止やパソコンの持ち込み禁止、さらには、読み上げて録音する方法などを禁止されることのないよう、方法を指定する際に十分配慮していただきたい。(弁護士)	法律上閲覧のみ認められている証拠については、閲覧に当然に付随する行為を超えて、実質的に謄写と同視できるような行為は、認められません。

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
5	証拠の 閲覧・ 謄写	公正取引委員会は、規則第12条及び第13条において「意見聴取の期日における当該当事者による意見陳述等（略）の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。」と規定している。しかし、ここでは「配慮」に当たっての考慮要素が抽象的にしか規定されておらず、公正取引委員会と請求者の双方の便宜に配慮して「合理的な」指定が行われるべきであるという基本的な方針が明らかにされていない。日時、場所及び方法の指定に当たっては、より直接的な意味での申請者の物理的な負担等にも配慮したうえで、合理的な指定がなされるべきである旨を追記すべきである。（団体）	規則第12条第3項及び第13条第2項は、当事者が閲覧又は謄写した証拠の検討、評価に一定の時間を要することから、公正取引委員会は、閲覧又は謄写の日時が意見聴取の直前とならないようにするなど、当事者による意見陳述等の準備を妨げることがないよう配慮することを明らかにしたものであり、規則においてこれ以上「合理的」といった文言を規定する必要はないと考えますが、意見聴取の期日の指定については、適切に運用してまいります。
6		閲覧・謄写の際、指定された日時では時間が足りず、十分に閲覧・謄写が終わらなかった場合に、再度同じ証拠の閲覧・謄写を求める場面も想定されるため、閲覧・謄写の日時等の指定に当たっては、複数回にわたって閲覧・謄写を認める、必要に応じて追加の日時を指定する等のフレキシブルな運用を確立すべきである。（弁護士）	改正法第52条第3項では、公正取引委員会は、同条第1項及び第2項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができるとされています。この指定については、事案ごと、当事者ごとに証拠の内容、分量等による個別の判断が必要であるところ、意見聴取手続の円滑な進行を確保しつつ、規則第12条第3項及び第13条第2項の規定も踏まえ、当事者による意見陳述等の準備を妨げることのないよう配慮し、適切に運用してまいります。
7		意見聴取の進行に応じて、供述調書に当事者等が話をした覚えない記述があることなどが問題となり、その謄写が必要になることも十分あり得ると考えられるところ、進行に応じて必要となった証拠の「閲覧」については、規則第12条第4項において手続を定めている一方、「謄写」については同様の手續が定められておらず、「謄写」の請求の際には、必ず「閲覧」の請求も併せて行うという無駄な実務慣行が生じるおそれがあると考えられることから、規則第13条にも規則第12条第4項と同様の規定を設けるか、又は同条第4項を削り、この点については指定職員の合理的な裁量に委ねるべきである。（個人）	御意見を踏まえ、謄写についても、手続を整備することとします。

番号	関係箇所		意見の概要	考え方
8	証拠の 閲覧・ 謄写	第12条 第6項, 第13条 第2項	意見聴取の進行に応じて必要となった証拠の謄写について日時が指定された場合も、閲覧の場合における規則第12条第4項の規定と同様、当該謄写の日時以降の日を新たな意見聴取の期日として定める旨の規定を設けるべきである。(弁護士)	御意見を踏まえ、謄写についても、手続を整備することとします。
9		第13条 第2項	謄写については、公正取引委員会と請求者の双方の負担を軽減し、迅速な謄写を実現する観点から、将来的にはオンラインで謄写を行う方法の導入についても検討されるべきである。(団体)	御意見については、将来的な検討課題として参考とします。 なお、謄写の方法としては、公正取引委員会と請求者の双方の負担の軽減に配慮し、DVD等の電磁的記録媒体による方法について検討を進めています。
10		第12条 第13条	審査関係資料について、審査官が公益的見地から法令による強制的権限に基づき又はそれを前提に資料を収集していること等から、情報提供者の秘密事項を除き、一括開示することが適切である。そして、そのためには膨大な資料の保管と閲覧のための資料の取扱方法をあらかじめ定めが必要である。(弁護士)	改正法第52条第1項は、当事者が、公正取引委員会が事実を認定するために用いた証拠に基づき意見を述べ、自己に有利な証拠を提出することができるよう防御権の内容の充実を図るための規定です。この規定の趣旨を満たすには、公正取引委員会が事実を認定するために用いた証拠が開示されている必要があり、かつ、それで足りると考えます。 証拠の保管と閲覧又は謄写のための資料の取扱いについては、適切に行ってまいります。
11			証拠の閲覧・謄写の範囲について、処分を受けようとする者の十分な防御権の確保を主眼にするのであれば、必要な書類は全て閲覧又は謄写可能とすべきではないか。 また、これにより実害ができる可能性があるとすれば、必要な対策又は罰則等を設けるべきではないか。(団体)	
12			改正法第52条第1項に規定する「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」には、違反事実を積極的に証明する証拠のみならず、違反事実を否定する方向に働く証拠も含まれると解すべきであり、その旨を規則に明記すべきである。(団体)	

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
13	証拠の閲覧・ 謄写	<p>第12条 第13条</p> <p>改正法第52条第2項は、「当事者が、意見聴取の進行に応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることを妨げない。」と規定している。</p> <p>しかし、規則第12条（証拠の閲覧の手続）及び第13条（証拠の謄写の手続）には、改正法第52条第2項に規定する「証拠の閲覧又は謄写を更に求める」場合に関する手続が定められておらず、例えば、再度「証拠の閲覧・謄写申請書」（様式第1号）を提出する必要があるのかという点や、委員会による方法の指定はあり得るのかという点等について、必ずしも明らかではない。そのため、規則第12条及び第13条において、これらの点を明確化すべきである。（弁護士）</p>	御意見を踏まえ、意見聴取の進行に応じて必要となった証拠の閲覧又は謄写については、規則第12条及び第13条に規定する手続に従うことが明らかとなるよう改めることとします。
14		<p>閲覧又は謄写の求めがあった証拠の一部に「第三者の利益を害するおそれがある」事項等が含まれているに過ぎない場合において、「正当な理由」があるとして当該証拠を全面的に不開示とすることは合理的ではなく、当事者の手続保障が妨げられる。</p> <p>「第三者の利益を害するおそれがある」事項等が記載された部分が証拠の一部である場合には、当該部分につきマスキングを施した上で、閲覧・謄写が認められることとすべきであり、その旨を規則に明記すべきである。（団体）</p>	<p>マスキングによって第三者の利益等を適切に保護することができる場合には、全面的な閲覧又は謄写の拒否をするのではなく、当該第三者の利益を害するおそれのある事項等について必要かつ相当な範囲でマスキングした証拠を閲覧又は謄写に供することとなります。</p> <p>このことは、法の趣旨から明らかであり、規則に規定する必要はないと考えます。</p>
15		公正取引委員会が、改正法第52条第1項後段の「正当な理由」により閲覧又は謄写を拒むときには、公正取引委員会は当該「正当な理由」についてその求めをした者に説明しなければならない旨を規則に明記すべきである。（団体）	改正法第52条第1項は「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」には閲覧又は謄写を拒むことができるとの規定になっているところ、「正当な理由があるとき」に該当するものとしては、新たな事件審査の端緒となる情報など、その情報の類型を説明するだけでも、今後の審査活動に重大な支障を来すおそれがある情報が含まれている場合があるため、御指摘の内容を規則に定めることは適当でないと考えます。

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
16	証拠の 閲覧・ 謄写	第12条 第13条 改正法第52条第1項後段における「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」には、当事者が自社従業員の供述録取の内容をもって、当該従業員に対して懲戒等の不利益取扱いを行う可能性があるときが含まれるということを通達等により明確にすべきである。(団体)	当事者が閲覧又は謄写した自社従業員の供述調書の内容をもって当該従業員に対して懲戒等の不利益取扱いを行う可能性があるときは、「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」に該当することとなりますので、その旨を適切に周知してまいります。
17		規則案の様式第1号に記載されている「その他の目的」には、当事者が、自社従業員の供述録取の内容をもって、当該従業員に対して懲戒等の不利益取扱いを行うことが含まれるということを通達等により明確にすべきである。(団体)	意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備以外のための利用は、目的外利用となります。したがって、当事者が閲覧又は謄写した自社従業員の供述調書の内容をもって当該従業員に対して懲戒等の不利益取扱いを行うことは、目的外利用となりますので、その旨を適切に周知してまいります。
18		意見聴取手続における資料開示は名宛人に対してのみ行われ、その資料の使用目的は公正取引委員会及び裁判所が行う独占禁止法違反の行政事件の審理のためのみであり、その目的の範囲内でのみ使用が許容されるべきである。(弁護士)	改正法第52条第1項の規定により、証拠の閲覧又は謄写を求める能够のは当事者のみとされており、様式第1号においても、証拠の閲覧又は謄写の目的が意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備のためにあり、その他の目的のために利用しないことを当事者に約してもらうこととしています。
19		今回の法改正及び意見聴取規則の制定に伴い、公正取引委員会が従業員に対する任意の供述聴取及び審尋を行う場合には、供述に先立って、当該従業員に対して「供述内容の閲覧・謄写がなされる可能性がある」ことを告知する必要がある。その旨を行政調査に係る規則や指針などに明記するとともに、実際の調査現場において適切な対応がなされることを求める。(団体)	御意見を踏まえ、事情聴取の際、「意見聴取手続において供述調書を会社に閲覧・謄写される可能性がある」旨の供述人に対する告知の在り方については、今後検討してまいります。
20	様式 第1号	証拠の閲覧又は謄写を希望する場合に、当事者が、一つ一つの証拠について「品目番号」や「品目名」等を記載しなくて済むよう「証拠の閲覧・謄写申請書」の形式面について配慮されたい。(弁護士)	御意見を踏まえ、様式第1号の5「閲覧又は謄写を希望する物件(証拠品目録記載事項による。)」に、「証拠品目録記載の全ての証拠について、閲覧を希望する。」及び「証拠品目録記載の証拠のうち、謄写申請可能な全ての証拠について、謄写を希望する。」の選択肢を設けることとします。

番号	関係箇所		意見の概要	考え方
21	指定職員	第14条	違反被疑事実に対する被疑者の主張を審議する指定職員の指定条件の中立性保障とその職務遂行における公正取引委員会からの独立性保障は、手続の公正性と透明性の確保のために必要不可欠であり、このことを明確に保障する規定を置く必要がある。(弁護士)	改正法第53条第2項及び規則第14条第3項により、意見聴取手続に係る審査事件について調査を行った職員等は、指定職員として指定できないこととされています。一方、指定職員の役割は、意見聴取手続を主宰し、論点を整理した上で意見聴取報告書を作成して公正取引委員会に提出すること等であり、これらを行う上で、公正取引委員会からの独立性が必要となるものではないため、御指摘のような規定を設けることは適当でないと考えます。
22		第16条	<p>改正法第54条第2項により、当事者には、意見聴取期日における意見陳述、証拠提出等の権利が保障されているところ、当該期日の前に規則第16条の書面等の提出を求められることは、実質的に当事者の意見陳述、証拠提出等の準備期間を制限し、当該権利を侵害することになる。</p> <p>規則第16条は、明らかに法律による委任の範囲を超えるものであり、削除すべきである。(団体)</p>	<p>規則第16条は、意見聴取の期日前に、期日において陳述しようとする意見を記載した書面等の提出を受けることにより、指定職員の事前準備を充実させ、当事者の適切な意見陳述を促すなど、意見聴取手続を迅速かつ効率的に進行できるようにするものであって、期日に向けた当事者の準備を制限するものではありませんし、仮に提出がなかったとしても期日当日における意見陳述等が制限されるものではありません。</p> <p>こうした趣旨で期日前に書面等の提出を求めることができると規定することは、改正法第53条第1項に規定する指定職員による意見聴取の主宰の内容に含まれるものであり、規則第16条を削除することは適当でないと考えます。</p>
23		第17条	規則第17条第1項は指定職員に過度に広範な指揮権を与えるものであり、法律上認められた当事者の意見陳述、証拠提出等の権利を不当に制限するものである。規則第17条第1項についても削除すべきである。(団体)	<p>意見聴取手続においては、当事者の防御権の確保を図るとともに、その手続の迅速かつ効率的な進行も要求されています。</p> <p>これらを担保するためには、当事者が、意見聴取に係る事件の範囲を超えて意見陳述・証拠提出をしていると認められる場合等に、その意見陳述又は証拠提出を制限したとしても、当事者の防御権を不当に侵害するものではないため、規則第17条第1項を削除することは適当でないと考えます。</p>

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
24	意見 聴取 調書・ 報告書	第20条 第4項 指定職員による論点整理について、証拠による審議結果の結論を含むか否かが不明確であるが、最終判断の明示は「手続の公正性と透明性」の確保の見地から必要不可欠である。(弁護士)	独占禁止法違反事件の処理については、職権行使の独立性を保障された5名の法律又は経済に関する学識経験のある者からなる合議制の機関である公正取引委員会が、当事者から陳述された意見や提出された証拠を踏まえて、合議により、事実認定を行い、最終的な命令を下す仕組みが採られています。このため、意見聴取手続の指定職員は、行政手続法上の聴聞の主宰者とは異なり、意見聴取の終結後には事件の論点を整理し、「当該整理された論点を記載した報告書」を作成することとされており、公正取引委員会に対して、当該事件に係る指定職員の意見を記載した報告書を提出することは予定されていません。
25		改正法第60条は、公正取引委員会が、排除措置命令に係る議決をするときは、意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を十分に参照しなければならないと規定している。そうであるとすれば、意見聴取報告書も、行政手続法における主宰者の報告書と同様、適正手続の観点、そして排除措置命令に係る議決の内容の適正を担保する観点から、指定職員の意見が当然報告書中に記載されるべきものである。 そこで、規則第20条第4項に、「第4号」として「前号の論点に対する指定職員の意見」を追加されたい。(弁護士)	
26		第22条 排除措置命令等の取消訴訟の準備以外の目的には利用しないという限定の下、意見聴取調書及び意見聴取報告書の「謄写」を当事者に認めるよう運用すべきである。(弁護士)	改正法第58条第5項は意見聴取調書及び意見聴取報告書について閲覧を認める規定であり、謄写については規定されていないため、規則においても謄写について規定していません。
27		意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧のみを認め、謄写を認めないという取扱いは時代錯誤的、不可解であり、改められるべきである。(弁護士)	

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
28	意見 聴取 調書・ 報告書	現行の審判制度においては、当事者は公正取引委員会に対して直接陳述の機会があるところ、改正法においては、指定職員と当事者の関係のみが定められており、当事者と公正取引委員会との関係は間接的なものにとどまっている。したがって、規則において、当事者に意見聴取報告書についての「意見書」を公正取引委員会に提出でき、公正取引委員会はその「意見書」の内容を配慮する旨の規定を設けるべきである。(弁護士)	意見聴取調書及び意見聴取報告書は、意見聴取の主宰者である指定職員が責任をもって記載すべきものであり、当事者がその訂正を請求することを予定しているものではありません。 なお、当事者が意見聴取調書又は意見聴取報告書を閲覧した結果、誤りがあるとえた場合には、その旨を事実上公正取引委員会に申し出ること、また、当該意見聴取調書又は意見聴取報告書に係る処分の取消訴訟においてその誤りを主張することが考えられます。
29		意見聴取調書及び意見聴取報告書については、改正法第58条第5項の定めにより当事者の閲覧が認められているところ、閲覧した結果、当該書面の正確性について不服がある場合には、当事者は異議を申し立てることができ、異議の申立てがあったときは、その旨を意見聴取調書に記載しなければならない旨を規則に明記すべきである。(団体)	
30		指定職員により作成された意見聴取調書及び意見聴取報告書に異論がある場合には、補正に応じる制度とすべきではないか。(団体)	
31		意見聴取手続の重要性に鑑みれば、意見聴取調書の訂正等の申立手続を整備することが望ましい。(弁護士)	
32		公正取引委員会が独占禁止法の準司法的な中核的専門行政機関として存続するため、意見聴取手続に関する議事録を作成することが必要不可欠である。(弁護士)	改正法第58条により、指定職員は、意見聴取の期日ににおける当事者による意見陳述等の経過を記載した意見聴取調書を作成し、公正取引委員会に提出することとされています。

番号	関係箇所		意見の概要	考え方
33	意見 聴取 調書・ 報告書	第20条 ～ 第22条	公正取引委員会は指定職員の意見聴取報告書の事実認定には拘束され、これを変更する場合には改めて意見聴取手続を行うか、明確な合理的理由を示して行うべきである。(弁護士)	指定職員は、審査官等に説明を行わせ、当事者から意見を聴き、意見聴取報告書を作成して公正取引委員会に提出することが役割であり、事実認定を行うことは予定されていません。
34	その他		意見聴取手続の基本原則を規定することが当該手続を理解する上で最も重要であるので、国会答弁で表明された当該手続の基本原則を規則の冒頭において規定するなどして明らかにする必要がある。(弁護士)	今般の法改正において意見聴取手続が導入された趣旨は、審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会による最終的な判断が排除措置命令等において示されることとなるため、現行の排除措置命令等に係る処分前手続の更なる充実を図る、という点にあり、これは改正法の各規定から明らかであるため、規則において規定する必要はないと考えます。
35			独占禁止法の執行手続は事件の端緒から始まって審査・意見聴取手続・排除措置命令・課徴金納付命令に至るまで一つの原則に基づく一連の手続であり、審査手続と意見聴取手続について、一連の手続規則として規定することが規則の透明性確保と実務上の見地から必要性が高い。(弁護士)	意見聴取手続は、今般の法改正によって新たに導入された重要なものであるため、独立した規則として規定しておくことが適当と考えます。
36			被疑告知に対して諾否を回答することを規定し、名宛人が被疑事項を争う権利があり、否認の場合に意見聴取手続が開始されることを明記する必要がある。また、応諾の場合には排除措置命令等が出されるが、これについては別途検討し規定を設ける必要がある。(弁護士)	改正法第49条及びその準用規定により、意見聴取手続は、排除措置命令等の名宛人となるべき者について行わなければならぬとされており、諾否の回答をもって開始されるものではありません。また、否認の場合に手続が開始され、応諾の場合に排除措置命令等が出されるものでもありません。

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
37	その他	<p>実質的証拠法則が廃止され、排除措置命令等に対する司法審査が東京地方裁判所の管轄となってはいるものの、独占禁止法違反被疑事件の事実認定に公正取引委員会が踏み込んだとしても、理論上及び実務上非難されるべきことではない。むしろ、公正取引委員会は、法律に反しない範囲で包括的な規則制定権限を行使して意見聴取手続を充実させるべきであり、意見聴取手続の段階で、違反被疑者の主張を取り入れ、事実問題を詳細に審理すべきである。(弁護士)</p>	<p>意見聴取手続は、処分前に、当事者から意見を聞く手続であり、意見聴取手続の段階で事実問題の審理を行うことは予定されていませんが、公正取引委員会は、排除措置命令等を行うに当たっては、指定職員から提出された意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を十分に参照して、公正取引委員会として適切に事実を認定してまいります。</p>
38		<p>全ての違反被疑事件を規則案の意見聴取手続により処理するのではなく、当事者が規則案の意見聴取手続により違反被疑事件を処理することに不満である場合には、その請求により、次のような手続を付加した手続を選択できるよう、規則を策定すべきである。</p> <p>(1) 指定職員に証拠調べの上で心証を形成する権限を認めること。 また、指定職員を複数にすることもあること。</p> <p>(2) 意見聴取手続の冒頭に違反被疑事実と証拠との関連を提示すること。</p> <p>(3) 証拠に人証を認めること。</p> <p>(4) 事件審理に併合を認めること。</p> <p>(5) 手続の公正の観点から意見聴取手続を公開すること。(弁護士)</p>	<p>改正法第49条において、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととされているところ、改正法は、その手続について、選択的な複数の手続を用意することを予定したものではありません。</p>
39		<p>意見聴取手続にはその性格からいって、利害関係人や関係行政庁等が手続参加する場合もあり得るので（原始制定法から現行法まではこの手続参加を規定している。）、手続の公開は必要である。（弁護士）</p>	<p>意見聴取の期日において説明する証拠や期日における当事者と審査官とのやり取りの中には、当事者やその取引先等の事業者の秘密情報等が含まれていることが少なくないことなどから、改正法第54条第4項により、意見聴取は非公開とされています。</p>

番号	関係箇所	意見の概要	考え方
40	その他	利害関係人・関係官庁・報道関係者等は公正取引委員会の承認を受けて手続を傍聴できるという規定を置くべきである。(弁護士)	改正法第54条第4項により、意見聴取は非公開とされており、仮に利害関係人等の参加を認めた場合、当事者が、自己の秘密情報等が漏れることを懸念し、十分に意見陳述等を行うことができなくなることも懸念されるため、意見聴取の期日における利害関係人等の傍聴や参加を認めないことが適当であり、御指摘のような規定を規則に設けることは適当でないと考えます。
41		独占禁止法の行政処分の民事法的性格等を考えれば、第三者、関係行政庁の意見聴取手続への参加の規定を置くことが適切である。(弁護士)	
42		現行法においては、審決書に少数意見を付記することができる事が明記されているところ、この少数意見の付記は判例法の形成には極めて重要であり、廃止することは問題である。(弁護士)	今般の法改正により審判制度が廃止されたことに伴い、御指摘の少数意見の付記に係る規定も廃止されたものです。
43		意見聴取手続は行政処分のための事前手続であるから、できるだけ迅速に行われ、関係事業者の負担を軽減することが必要であるため、同意命令手続（米国及びEUでは、略式手続として同意命令手続が審査段階、聴聞段階で認められている。）を導入して、被疑事項に同意することにインセンティブを与えることも検討される必要がある。(弁護士)	EUの和解手続・確約手続及び米国の同意判決・同意命令のように、事業者と競争当局が任意に合意し、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消できる仕組みも重要であり、そのような仕組みについて今後検討していく必要があると考えております。